5　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験、政策論文試験、総合事例研究試験及び経験論文試験
⑵　試験の実施日　平成24年９月30日（日）
⑶　試験地　東京都
⑷　第１次試験合格者発表　平成24年10月17日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
6　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験及び政策課題討議試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　平成24年11月上旬で指定する日
⑶　試験地　東京都
7　第２次試験合格者発表　平成24年11月中旬に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
8　第３次試験
⑴　試験種目　総合評価面接試験
⑵　試験の実施日　平成24年11月中下旬で指定する日
⑶　試験地　東京都
9　最終合格者発表　平成24年12月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
11　受験手続
⑴　郵送又は持参による申込みの場合
①　受験の申込み　受験申込用紙は、人事院事務総局において交付する。受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、人事院事務総局に提出すること。
②　申込受付期間　平成24年８月14日（火）から８月15日（水）まで。
なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年８月15日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
⑵　インターネットによる申込みの場合
①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。
（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken. go.jp/juken.html〕）
②　申込受付期間　平成24年８月14日（火）９時から８月21日（火）まで。
なお、申込みは、８月21日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
12　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

裁判所

記事

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２２６号
愛知県一宮市西出町44番地２　エクレール西出402号
債務者　山本　啓三
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３６号
新潟市東区藤見町１丁目18番２―42号
債務者　元村徳四郎こと　元　　徳洙
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
愛知県犬山市大字犬山字中ノ宮61番地８　サンシティ中ノ宮Ａ306
債務者　土屋　智美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４７３号
宮城県岩沼市桑原３丁目３番20号
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
山形県酒田市下安町10番地の10　下安荘Ａ号、前住所山形県酒田市富士見町２丁目17番地の13
債務者　伊藤　政勝
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第４２９号
埼玉県川越市大字上戸302番地２
債務者　青柳　貞雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４６号
埼玉県所沢市大字上安松425番地の７
債務者　岸　　成一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９４号
仙台市太白区袋原字台44番地の２　アネックス袋原203
債務者　柿沼　義也
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係